

## 第25回教育委員会（定）

開会日時 平成30年 12月 14日（金） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時27分  
開会場所 教育委員会室

### 出席者

教育長 中川 修一  
委員 高野 佐紀子  
委員 青木 義男  
委員 松澤 智昭

### 出席事務局職員

事務局次長	矢嶋 吉雄	地域教育力担当部長	松田 玲子
教育総務課長	木曾 博	学務課長	三浦 康之
生涯学習課長	水野 博史	指導室長	門野 吉保
教育支援センター所長	新井 陽子	新しい学校づくり課長	佐藤 隆行
学校配置調整担当課長	大森 恒二	施設整備担当副参事	千葉 亨二
中央図書館長	大橋 薫		

### 署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。  
なお、上野委員からは、ご欠席の連絡が入っておりますが、事前に本日の議事  
についてのご意見をお預かりしておりますので、議事進行の中で教育総務課長か  
らご紹介いたします。

それでは、ただいまから、平成30年第25回の教育委員会（定例会）を開催  
いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育  
総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、門野指導室長、新井教育支援セン  
ター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整  
備担当副参事、大橋中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、青木委員にお願いいたし  
ます。

本日の委員会は1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により  
許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

#### ○議事

日程第一 議案第36号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正  
する規則

(生涯学習課)

日程第二 議案第37号 東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改  
正する規則

(生涯学習課)

日程第三 議案第38号 東京都板橋区立少年自然の家条例施行規則の一部を改  
正する規則

(生涯学習課)

日程第四 議案第39号 東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則の一部を改  
正する規則

(生涯学習課)

教 育 長 日程第1 議案第36号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改  
正する規則」から、日程第4 議案第39号「東京都板橋区立榛名林間学園条例  
施行規則の一部を改正する規則」について、一括して地域教育力担当部長と生涯  
学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第36号から39号まで、一括してご説明いたします。

議案第36号、東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則、  
議案第37号、東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則、  
議案第38号、東京都板橋区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則、  
議案第39号、東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則の一部を改正する規則、

以上、4件の議案を提出いたします。

平成30年12月14日。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

いずれも、板橋区立少年自然の家条例に関連する既存規則の内容を一部改正するもので、平成31年4月1日から施行いたします。

提案理由ですが、議案第36号、37号、38号につきましては、東京都板橋区立少年自然の家条例の一部改正に伴い、条例名が「板橋区立八ヶ岳荘条例」に改められることをはじめ、使用料の変更など、諸々の改正が平成31年4月1日に施行予定のため、関連する規則を一部改正するものでございます。

議案第39号につきましては、38号のとおり、東京都板橋区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正することに伴いまして、運用を統一するため、東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則の一部を改正するものです。

なお、板橋区立少年自然の家条例につきましては、第3回区議会定例会にて一部改正が可決され、平成30年10月26日に板橋区立少年自然の家条例の一部を改正する条例が公布されております。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長

それでは、議案第36号から39号につきまして、ご説明させていただきます。

八ヶ岳荘のリニューアルオープンを年明け4月1日に予定していることから、第3回区議会定例会で条例改正を行いました。

改正内容は、施設名を「少年自然の家」から「八ヶ岳荘」へ変更したことをはじめ利用料金の改定、区外の方も利用できるように変更したところでございます。

これらの条例改正につきましては、9月6日の教育委員会で、区議会提出議案の聴取を経て可決され、公布されてございます。

本日は、この条例改正を受けて、施設名が「八ヶ岳荘」になったことをはじめ、実際の運用に即した教育委員会規則の規定整備を行うものでございます。

改正箇所が多岐にわたりますので、主な改正内容をまとめた資料をご用意いたしましたので、そちらの資料をもとにご説明させていただきます。

資料「板橋区立少年自然の家条例改正に伴う教育委員会規則の改正について」をご覧ください。

今回、改正する規則は4件でございます。

1の(1)条例改正に伴い、改正が必須となる規則が3件です。

- ①東京都板橋区教育委員会事務局組織規則。
- ②東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則。
- ③東京都板橋区立少年自然の家条例施行規則の3件でございます。

(2)運用を統一するため、改正する規則が1件です。

- ①東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則でございます。

2、主な改正内容でございます。

(1)の東京都板橋区教育委員会事務局組織規則につきましては、第8条(7)生涯学習課の分掌事務になります。

ここでの「少年自然の家」という施設名の表記を「八ヶ岳荘」に改正します。  
改正場所はこの部分1カ所のみとなります。

(2)の東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則につきましては、複数カ所あります同様の施設名の改正を行います。

なお、表に書いてございます、「教育科学館使用料減免対象追加」という部分につきましては、平成29年度の使用料減免規則策定時における記載漏れをこのたび確認いたしましたので、この機会に追加させていただきたいと思っております。

この「9 第3条第7号の場合 3割相当額」でございますが、具体的に申し上げますと、区が育成し、又はその活動を助成している心身障がい者団体が、公共の利益を図るために利用する場合、使用料を3割減額するという内容でございます。この内容を追加いたします。

なお、これまで該当する減額案件はございませんでした。

続きまして、資料の次のページでございます。

(3)東京都板橋区立少年自然の家条例施行規則についてでございます。

こちらにつきましても、複数カ所あります施設名の改正を行います。

また、実際の運用に合わせて、規定整備を行います。

例えば、現在、利用者の方には利用される前に予約をさせていただいておりますので、実際の運用に合わせて、予約という概念を新たに追記してございます。

また、利用料金のお支払いはチェックアウトの際にお願いしておりますので、前納ではなく、利用終了日までに納付する旨を追加してございます。

また、予約期間を過ぎても、施設運用上問題がなければ、予約をお受けすることができる旨を追加してございます。このような実際の運用方法に合わせて規定整備を行ってございます。

次に、優先順位と利用者範囲の拡大の反映でございますが、区立学校の移動教室を、当然のことですが、最優先にいたします。

続いて、区教育委員会が行政目的で行う青健事業などを優先といたします。ここまでは、従前と同じでございます。その次に区民の方の一般利用となりまして、その中では、少年団体の利用を優先したいと思っております。

その次に区外の方の利用を受け付けることとなります。

これらの優先順位につきましては、受付期間の開始時期に差を設けることで対応していきたいと思っております。

その下の様式の変更でございます。

施設名を「八ヶ岳荘」に直すことと、利用申請書や利用承認書などの様式を変更しまして、利用者の方が記入する部分を減らすことと、あわせて統計作業がしやすいように改正したいと思っております。

最後に(4)東京都板橋区立榛名林間学園条例施行規則についてでございます。

こちらにつきましては、改正内容は基本的に八ヶ岳荘条例施行規則と同様でございます。基本的に同じつくりの条例施行規則ですので、実際の運用に合わせて、予約や使用料の納付の部分などを改正するものでございます。

また、利用申請書、利用証明書などの様式につきましても、八ヶ岳荘と統一性

を持たせるために改正をしていきたいと思ひます。

規則改正の説明は以上となります。

なお、工事の進捗状況でございますが、12月11日に担当者が現地確認をしてまいりました。

野外炊飯場、バーベキュー場、キャンプファイアー場などの屋外施設はほぼ完成しております。宿泊棟も外壁は完成しております。今後は内装の工事などに入って行く予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいですか。

(はい)

教 育 長 あらためて確認をいたしますが、施設の名称を変えたというところ、これほどのような意味合いを持つことだと理解すればよろしいですか。

生涯学習課長 今までは「少年自然の家」でしたが、それを「八ヶ岳荘」と変えました。  
理由としましては、利用者から「少年でなければ使えないのか」というお問い合わせがたくさんありました。今後は利用者の範囲を拡大していきたいという思いもありまして、条例名、施設名を改正したところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。  
では、お諮りします。日程第一 議案第36号から日程第四 議案第39号までにつきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

#### ○報告事項

##### 1. 文教児童委員会運営次第（平成30年11月8日・9日）

(資料・地域教育力担当部長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「文教児童委員会運営次第（平成30年11月8日・9日）」につきまして、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、平成30年11月8日に開催されました文教児童委員会についてご報告させていただきます。

資料「文教児童委員会運営次第（平成30年11月8日・9日）」をお開きください。

資料の1ページは、次第となっております。

この中で、教育委員会関係の内容は、4、陳情審査では、陳情第182号、183号のあいキッズ関係の陳情で、これまでも審議が進められてきました補食の提供時間を午後4時からにできないのかという内容と、利用者アンケートを行い、改善に反映させるべきという内容でございます。

表決の結果は、賛成多数で継続審査とするべきとなりました。

次に、5、所管事項調査でございますが、教育委員会は、(4)教育委員会の動きについてと(5)平成30年特別区人事委員会勧告の概要についての2件でございました。

教育委員会の動きでは、9月20日、10月4日、10月19日に開催された内容をご報告しましたが、こちらの質疑はございませんでした。

平成30年特別区人事委員会勧告の概要につきましては、区立幼稚園の教育職員も対象になることから、企画総務委員会のほか、文教児童委員会においてもご報告したものでございます。

今回は大幅な減額となる勧告内容であったため、資料の7ページの中央、市民の高橋正憲議員からは、人事委員会に強く抗議した方がいいと思うがいかがかといったご質問もございました。

その後、特別区長会は、給料表、勤勉手当の年間支給月額の改定は実施しないことといたしました。

議会の報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

教育総務課長 上野委員から、ご意見をお預かりしています。

陳情第175号、板橋区の「保育の質」を確保する陳情があります。この件につきまして、小学生、就学児前の保護者アンケートの就業状態はフルタイムが増えてきているとあります。

私学、公立とある関係上、困難とは思いますが、就学前の集団生活を送る期間の目的をはっきりさせることが必要だと思います。

保護者の代わりに預かることを目的とするのか、義務教育を受けるための準備期間とするのか、大変重要だと思います。

以上です。

教 育 長 よろしいですか。

(はい)

○報告事項

2. 人事情報(都費職員・平成30年11月分)

(指-1・指導室)

(区費職員・平成30年11月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「人事情報」について、初めに、都費職員につきまして、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 資料「指-1」をご覧ください。  
まず、都費負担教職員についてです。  
1、正規職員についてです。  
11月末の教職員数は、括弧内の休職者なども含めまして、総勢1,851人です。先月と比較しまして、増減はございません。  
次に、2、期限付任用教員です。  
11月末の教員数は30人で、先月から1名減となっております。  
以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員について、「総-1」の資料をご覧ください。  
最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員の平成30年11月30日現在の職員数です。  
総計157人は、先月と変更はございません。  
続いて、資料の2ページです。  
非常勤職員です。こちらは、当月793人は先月と比較して1名増になります。  
内訳といたしまして、特別支援学級介添員が1名増、天津わかしお学校非常勤看護師が1名増、一方で、社会教育指導員が1名減、差引きで1名増となっております。  
ご説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいですか。

(はい)

○報告事項

3. 平成31年度学校給食調理業務の新規民間委託校について

(学-1・学務課)

教 育 長 それでは、報告3「平成31年度学校給食調理業務の新規民間委託校」につきまして、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、「学-1」の資料をご覧ください。  
学校の給食調理及び用務、定期清掃業務につきましては、いたばしNo.1実現プラン2018の中の行財政経営計画編におきまして、職員の退職不補充の方針のもと、委託化を進めるとしております。

平成30年度末の退職者数を踏まえまして、組合と交渉をしました結果、31年度の新規委託校が決定いたしましたのでご報告いたします。

はじめに、給食調理業務の委託校ですが、1に記載のとおり、志村第二小学校となります。

志村第二小学校に決定した経緯ですが、現在、直営校は小学校が4校、中学校が2校となっております。そのため、小学校から選ぶことにいたしまして、小学校の直営校は板橋第五小学校、桜川小学校、志村第二小学校、志村第三小学校です。志村地区で、なおかつ退職者数を踏まえまして、志村第二小学校に決定いたしました。

平成31年度の直営校は小学校3校、中学校2校の合計5校になります。

なお、委託業者につきましては、プロポーザル方式により選定をいたします。

続いて、資料の2ページ目です。

学校定期清掃業務の新規委託校でございます。

学校は、1に記載のとおり、志村坂下小学校、下赤塚小学校、高島第五小学校となります。

なお、学校用務及び清掃で、現在、基本的に2名の直営職員が配置されております。このうち学校用務業務職員として、直営の職員を1名残しまして、1名分の定期清掃業務の部分のみを民間に委託するものでございます。

定期清掃業務につきましては、入札で事業者を決定いたします。

学校給食及び学校用務、定期清掃業務の委託化を進めているところですが、事業者と連携し、また、しっかりと事業者を指導しながら、業務水準の維持、また向上に努めていきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 先ほど、小学校の給食調理業務の直営校4校の説明があつたのですが、中学校の2校について教えてください。

学 務 課 長 中学校につきましては、志村第三中学校と赤塚第一中学校でございます。

教 育 長 よろしいですか。

(はい)

#### ○報告事項

#### 4. 「平成30年度板橋区青少年表彰」被表彰者について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告4「平成30年度板橋区青少年表彰被表彰者」につきまして、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長

それでは、「平成30年度板橋区青少年表彰」被表彰者についてでございます。資料は「地-1」をお開きください。

まず、板橋区青少年表彰ですが、これは他の模範となる善い行いをした青少年を表彰することにより、青少年の親切的な行いや奉仕活動等に対する機運を醸成し、青少年の健全な育成に資することを目的としているものでございます。

1、被表彰者でございますが、今回は、個人22件、団体3件ということでございます。

2、表彰審査会の概要でございますが、まず、平成30年11月12日に教育委員会室で審査を行っております。

審査方法でございますが、板橋区の町会連合会ほか、各種団体の皆様、それから小・中学校の校長先生の代表の方等と審議をしまして、継続性、努力性、地域貢献性の3項目を中心に見てまいりました。

審査結果でございますが、先ほど申し上げましたように、25件ということで、個人22件、団体3件について審査を行い、全件が表彰に値するとの結論に至りました。

3、表彰式でございますが、平成31年1月20日に、区立文化会館小ホールで予定しています。

以上でございます。

教 育 長

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員

被表彰者一覧を拝見したのですが、個人の4から7、それから、16から20、これらは活動内容の欄に全く同じことが書かれています。

4から7で1つ、仲宿のジュニアリーダーなのかもしれませんが、全く同じ内容となっています。それから、16から20で1つ、こちらは年数の表記に差はあるものの、活動の内容としては、全く同じことが書かれています。

私自身も青少年委員としてジュニアリーダーを指導してきて、青少年表彰に推薦したこともあるのですが、青少年それぞれに認めてあげるところは違うと思います。この活動内容が、当日の表彰式などでも出てくるということですね。そうすると、この内容を読んだときに、どのような基準により各地区で推薦しているのかが見えてこない気がします。

地域教育力担当部長

このような観点で見てくださいということ、例えば色々な種別、社会福祉であるとか、地域活性化であるとか、歴史文化の保存及び継承であるとか、そのような種別を挙げまして、内容もこのようなことを行った方を挙げてくださということ、基準を挙げているのですが、お一人お一人の活動を大変細かく挙げていらっしゃる団体もあれば、特に個別という形ではなく、その団体で行ってきたことを挙げていらっしゃる団体もございます。

この表彰の趣旨は、先ほど申し上げましたように、みんなで機運を醸成すると

いうところもございまして、個別のところ、この方は良いが、この方はどうなのかという明確な基準というところまでにはなっていません。ですから、特に問題がなければ表彰するという形に、現在のところなっています。

また、この表彰審査会で、もう少し絞っていく方が良いのか、広く表彰していく方が良いのかについては、課題として挙げていきたいと思えます。

高野委員 私に青少年委員のときに、この青少年表彰が初めてできました。

そのときに、ジュニアリーダーは明らかに表彰の対象になるような活動をしているということがあるので、この表彰が形骸化してはいけないのではないかとこのことを話し合った記憶があります。

色々な活動をしていく中で、特別に素晴らしい子どもは、それがみんなの模範となるために、先ほど部長もおっしゃっていましたが、その子どもの活動を見ていて素晴らしいと感じた子どもたちが、それに続いていくようなものであってほしいということで、この表彰制度ができたと思っています。

ですから、そのような点にもう一度立ち返っていただきたいと思えますが、この活動内容を見る限りでは、何年間活動したらもらえるというような感じが受け取れてしまいます。

また、地区によるところもあるように思えます。18地区ある中で、同じ活動をしていても表彰を受けられないジュニアリーダーの子どももいるかもしれません。その辺りをもう少し、例えば青少年委員会の中でしっかり話し合っていたとか、出てきたものが全てその審査の対象で、この人は良くて、この人は良くないというように、書類だけでは判断できないと思えます。

ですから、やはり推薦の段階で、推薦の活動内容が全く同じものが、何人も出せるというところについては、もう一度、青少年表彰自体の価値というものをしっかり考えていただいて、そこにふさわしい活動、みんなそれぞれ素晴らしいと思うのですが、この子どものここが素晴しかったというようにところをしっかりと書いてあげることが、この表彰の価値ではないかという気がしました。

松澤委員 私も、これを読ませていただいたときに、地区が偏っているということは少し感じました。ほかの色々なボランティア団体によって違うと思えますが、何年間経ったら表彰がいただけるのか、それが励みになってやっている方も実際にいらっしやいますし、それが悪いということではないと思えますが、趣旨の問題だと思えます。

高野委員がおっしゃったように、どのような趣旨で表彰するのか、板橋区として表彰するということは、何年間というような基準ではなく、これは団体としての表彰でしたら良いのかもしれませんが、そもそも青少年表彰をどのような経緯でつくられたのかということにも関わると思えます。

善い行いを行っていただいた方の活動内容については、先ほど高野委員がおっしゃったように、分析をして、本当にその人が表彰に値するというのであれば推薦するという形で行っていただいた方が明確なのではないかと思っています。

何年間行ったかという観点だけでは、期間としては何年間か行ったが、活動に余り参加されていないような方もいらっしゃると思いますが、とても熱心に行っているが期間の短い方もいらっしゃると思いますし、そのようなことも含めて、表彰の形態というものも少し見直していただければと思います。見直すことで、人数が少な過ぎてしまう、多過ぎてしまうということもあるかと思いますが、基本的には何人くらいを表彰するということには、決まりはあるのでしょうか。

地域教育力担当部長 特に何人というような限定はしていないのが現状です。

松澤委員 毎年、概ね10人前後という感じを受けていました。推薦された方は、全員が素晴らしい方だと思っていますが、その中で、どのような基準でその方たちが選ばれているのかということ、このような活動については、このような方が選ばれましたというような明確なものがあると良いと思います。例えば、ある活動の方ばかり選ばれるとなると、少し偏りがあつたのではないかと感じてしまいます。

地域教育力担当部長 やはりできるだけ広い領域からご推薦いただければありがたいというところがございます。

広く、それこそ自己肯定感を養っていただきながら、そのような先輩となるような青少年の皆さんに対し、次の世代の方々の憧れが生まれるといいですか、そのような形にしていけるように、この表彰も位置付けられればと思います。

平成22年から始まって数年が経ちますので、今、委員の皆様からいただいたご意見も踏まえながら、この表彰のあり方をどのようにしていくのがよろしいのか、青少年それぞれの光る部分をしっかりと受けとめて、そこのところも焦点を当てながら表彰する努力も必要なのではないかと思います。

また、今ここで決めることはできませんので、この表彰審査会へ教育委員の皆様からそのようなご意見が出ているということをお伝えして、検討をする機会を持ちたいと思います。

青木委員 この表彰が、そもそもどのようなところから始まったものなのか、高野委員にその内容を伺うことができました。

ですから、来年はこれが単に奨励的なものなのか、それとも、表彰規定としてそれなりに格があるものにするのか、その考え方が非常に大事だと思います。

昨今、私がかかわっている学協会では、全てこのような表彰規定というものには、ある程度格付けが必要なもので、高野委員がおっしゃったように、一人一人のどこが良かったのかを必ず細かく書いて出していただくようにしています。

従前は奨励的なものもあつたのですが、これはやはり良くないという方向で、学協会などでも、学生表彰の規定が大分変わってきているところがあるので、世の中の動きも含めて、個別の表彰、推薦状というものは、後々、何かの折に見たときに、表彰された個人のどこが良くて表彰されたのかということを見るうえでも、いわゆる自己肯定感にもつながりますし、そこを講評するうえで非常に重要

になってくると思います。ですから、やはり推薦の委員会の人たちがそこをおも  
んばかる必要があると思っています。

個別に書いてあるということは、本当に私のここが良くて推薦されたのだとい  
うことを本人自身が分かるので、そこはできるだけ個別の書類にさせていただく方  
向でご検討いただきたいと思います。

手間がかかったり、一人一人の内容を書くのに時間がかかったりするのとは分か  
りますが、我々の中でもやはりそれは個人の表彰なのだからという形で、大学に  
限らず、みんな必ず細かく書いていただくようにしています。

高野委員 表彰式のときにはパンフレットが配られると思います。そちらにはここに書か  
れているものではなくて、推薦状の中で、個別に子どもたちの良いところを取り  
上げてくださっていると思うので、そういうところが分かるようなものにしてい  
ただいて、当日に司会の方から活動内容をご紹介いただく中でも、その辺りに配  
慮をしていただきたいと思います。子どもたちも、それぞれ頑張っていて、やっと推  
薦してもらったのだと思うので、このままのものが当日に配布される資料の中  
に載ってくるのでは少し残念だと思うので、ぜひ、そこは変えられると思いま  
すので、よろしくお願いいたします。

地域教育力担当部長 ありがとうございます。

教育長 できることは今年から進めていただくという形で、よろしくお願いいたしますと思  
います。

#### ○報告事項

##### 5. 家庭教育支援チームの発足について

(地－2・地域教育力推進課)

教育長 それでは、報告5「家庭教育支援チームの発足」につきまして、地域教育力担  
当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、「地－2」の資料をお開きください。

家庭教育支援チームの発足についてでございます。

1、目的でございますが、不登校児童生徒とその保護者を対象とし、主任児童  
委員等の地域の人材が学校と緊密に連携・協力しながら、学校とは異なる立場  
による日常的な支援活動を行うことで、保護者の子育てに対する不安感や負担感  
を解消するとともに、家庭や子どもたちの孤立化を防ぐことを目的といたします。

3、チーム構成でございますが、主任児童委員、民生・児童委員等の地域の  
人材、それから教育委員会事務局地域教育力推進課青少年係も入ってまいります。

4、支援対象でございますが、冒頭で申し上げましたように、不登校の児童生  
徒及びその家庭でございます。

5、支援内容でございますが、資料の丸印に書いてございますように、例えば、

児童生徒・家庭・学校状況の傾聴ですとか、登校支援、関係機関への同行、地域の居場所の紹介といったことを、ご家庭へのアウトリーチをしながらやっていきたいと考えてございます。

資料の2ページ目、6、活動の流れでございますが、1番目に、学校は、地域の人材の協力を希望するかどうか当該児童生徒及び家庭に確認をいたします。

2番目に、学校は、担当地区の主任児童委員等に協力要請をいたします。

3番目に、学校は、主任児童委員等に校内委員会への出席を依頼し、当該児童生徒及びその家庭状況等を情報共有のうえ、役割確認及び分担等の支援方法を検討していきます。

4番目に、学校は、主任児童委員等が対応を開始するにあたり、面談や家庭訪問のセッティングを行い、学校の教員の同伴のもとで顔合わせを行います。

5番目に、主任児童委員等は、面談や家庭訪問を通じ、当該児童生徒や保護者の気持ちを傾聴し、信頼関係を築きながら、本人の希望等に沿った情報提供等を行います。

必要に応じて、学校以外の社会教育活動等、例えば i - y o u t h やジュニアリーダー活動、地域行事等の情報を提供し、家庭や学校以外の居場所に結び付け、家から出るきっかけや、学校教育以外の活躍の場を見つける援助を行います。

6番目に、学校は、定期的に校内委員会を開催し、主任児童委員等からそれまでの活動状況や児童生徒、家庭の状況などの報告を受けます。そのうえで、今後の方針や対応について関係者とともに検討し、決定してまいります。

7、モデル実施でございますが、今年度、常盤台小学校・志村第四中学校の2校から始めようと考えてございます。

こちらは、もともと主任児童委員等と学校が既にある程度連携しておりまして、不登校児童生徒やその家庭への適切な支援活動を展開し始めている学校ということで選ばせていただいております。

8、地域教育力推進課青少年係の役割でございますが、主任児童委員等の皆様向けの研修会ですとか、勉強会の開催、具体的な中身としましては、例えば傾聴スキル習得、個人情報保護の理解・社会教育関係及び事例の情報共有等を進められればと思っております。

また、活動がさらに広がっていくということがこれから想定されますので、そうした活動の実績を取りまとめます。

最後に、9、将来像でございますが、今回、2校から始めますが、全校において、主任児童委員等との連携がなされ、必要に応じて不登校児童生徒とその家庭への支援が可能な仕組みが作られているということができればと考えております。

また、そうすることで、不登校児童生徒のいるご家庭が孤立することなく、事態が深刻化する前に、社会との接点もてるようになればと考えております。

ご説明は以上です。

また、資料の3ページ目に、モデルの図を載せております。

教 育 長      このモデルの図を使った説明も加えていただけますか。

それでは資料の3ページ目をご覧ください。学校には様々な児童・生徒がいらっしゃると思うのですが、その中で、不登校気味である、少し気になるような児童・生徒もいらっしゃると思うので、学校で対応できる部分については、もちろん学校で対応していただきますが、学校だけでは不登校の状況などがなかなか改善されないというケースの場合、校内委員会というものを開いていらっしゃるということです。地域の方にも入っていただいて、少しでも問題解決に結び付けることができるようなケースに関しては、ご家庭のご了承もいただいたうえで、地域の方に対し、出席の依頼、協力の要請をしていただきます。

今、考えてございますのは、主に主任児童委員を窓口にして、出席の依頼、協力の要請をしていただこうと思っております。

そうしたうえで地域の皆様において、この場所に住んでいる、このようなケースであればこの方に入っていただこうということを決めていただき、その方に校内委員会にご出席いただいて、学校の先生方や、場合によっては、既に学校に入っているいらっしゃるスクールソーシャルワーカーの先生もいらっしゃるかもしれないですし、相談を受けているスクールカウンセラーの先生もいらっしゃる場合もあるかもしれないのですが、そのような皆様と情報共有して、どのような形で支援していくのが良いのか、方向性なども決めていただいたうえで、一度、顔合わせをするような形をとっていただこうと思っております。

そこで、この組み合わせでいきたいと思います。双方が合意できるような状況になりましたら、訪問型の支援を行っていただこうということで、図の左下にありますが、状況の傾聴、登校支援、声掛けなどを行っていただいて、場合によっては一緒に訪問に行っていただくというようなことを想定しております。

あと、地域の活動等につないでいただいたりしてというような形で活動していただき、そうした状況をまたその後の校内委員会へも報告していただいて、また、そのまま続けるということもあるでしょうし、また、もう一人で行かれるようになるというようなことになるケースもございますでしょうし、そうしたことをずっと続けていくというような流れを考えているところでございます。

資料の4ページ目ですが、それでは、どのような方に入っていただくのかというところで、民生・児童委員や主任児童委員が地域ごとに分かれてチームを組むような仕組みになっているものですから、常盤台小学校のように、1つの学校に対し、1つの担当地区で収まるような場合には、1学校1地区ということで、混乱は少ないのではないかと思います。志村第四中学校のように、中学校はかなり広い範囲で生徒が在籍しておりますので、そのような場合には、その生徒が住んでいらっしゃる住所地で支援するチーム、担当地区をそれぞれ割り振りたいというように考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。

松澤委員 活動の流れのところをもう一度確認させていただきたいのですが、まず学校が、地域の人材の協力を希望するかどうかを本人に確認するというところで、希望しないと言われるケースもあると思うのですが、そのような場合は、そこで終了ということになるのでしょうか。

地域教育力担当部長 そのような場合には、無理はできないのではないかと考えております。

松澤委員 そうすると、家庭教育支援チームの活動としては、この段階で終了という形になるということですね。

地域教育力担当部長 ご家庭が第三者に入っていただくのが負担だというようなことであれば、それ以上の無理はできないのではないかと考えております。

松澤委員 本人及び家庭の希望が活動のスタートということですね。

それと、活動の流れの4番のところ、主任児童委員等が対応を開始するにあたり、面談や家庭訪問のセッティングを行うとなっておりますが、情報共有が大事だと思っております。

その子どもがどのような状況になっているのかという問題を話し合う場というものが必要だと思うので、もしかしたら、活動の流れの1番よりも前に、そのことが大事なのではないかとも思います。まず問題が、例えば不登校の子どもであれば、不登校を解決することが第一の問題解決になると思うのですが、その問題解決に向かうためにはどうしたら良いのかということをもっと分析して、それを家庭教育支援チームに任せの方が良いという結論が出た場合に、そこにたどりつくというパターンの方がよりスムーズなのではないかと感じたのですが、やはり不登校の問題だけではないと思っております。

色々な問題があって、まず学校側と第三者の地域の方に協力を依頼するという場合には、情報共有をしていかないと問題が解決できないと思っております。

情報共有をした後に、その問題の解決の方策を考えて、それを実行していくという、その問題解決の方策が、行政側がこうしてくださいというところが、少し違うのではないかと感じておりました、学校と地域の人材をパイプ役としてつなぐことが行政側の使命なのではないかと考えております。

何年間も主任児童委員や民生・児童委員を担っているような地域の方が、成功例などの学校側が持っていない情報をお持ちの方もいらっしゃると思います。

「こうしたらうまくいった」というようなことを、まず学校側にも共有することで、学校だけで解決できる方法もあるのではないかと思うので、そうしたことも含めての家庭教育支援チームなのではないかと思うのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

地域教育力担当部長 そうですね。この活動の流れの順番については非常に悩んだところなのですが、個人情報保護ということ念頭に置いておかなければいけないということで、

一般論的な不登校の状態をどのようにしていったら良いのかというようなお話は、関わる方が様々に入っていただくことを考えているのですが、かなり個人的なケースをどうやって解決していくのかという仕組みになりますので、まず、ご本人やご家庭が地域の方のご支援を受けることについて、その状況などを開示するというのも含めて納得していただくことを前提に進めなければ、なかなか難しいのではないかとこのところがあります。

そこで、はじめに、そのご本人やご家庭が学校だけではなく、地域の方が支援するという事を受けとめてくださるのかどうかというところを踏まえたうえで、その後、校内委員会においては、地域で活動されている方の色々な視点などといったものもあわせながら、学校での状況、先生方が把握しているもの、今までアプローチしてきた経緯や、場合によってはスクールソーシャルワーカーの方がもしかしたらそのケースを持っていることもあるかもしれませんし、さらにはスクールカウンセラーの先生が色々とかかわっているかもしれませんが、そうしたことを情報として出す、出さないという判断はあるのかもしれませんが、どのように対応していたのかというのは、それはその段階ではやはり共有すべき情報となるのかと思います。

松澤委員     アウトリーチ、外からの情報提供というものもあるわけですね。例えば学校からしか出さない情報というものは、確かに個人情報としては厳重注意ということになるのですが、外の方が情報に詳しい場合も多いかと思えます。

ご家庭の情報をご存じの方もいらっしゃるし、そのようなとき、学校に情報を入れる場合にも、個人情報という観点では違反するような形になってしまうのでしょうか。

そうすると、非常にやりづらくなるのですが、例えば外からの情報を得て学校が動くような場合もあるかと思えますし、逆に学校側から、今、このような子どものことで困っているということで地域にご協力いただくということが、今のこの仕組みになっているわけですが、主任児童委員を中心にサポートするというように先ほどおっしゃっていたのですが、その主任児童委員の情報というものもやはり開示はできないということになりますよね。

地域教育力担当部長     双方、学校と地域ということですが、既に地域で持っている情報、ケースを学校に提供するという事は考えられるのですが、今回のこの仕組みの今の段階においては、学校から地域に協力を要請するという方向で、まず進めたいと思っております。

今後、どのようになるのかというところは、また広がっていく可能性があるかもしれませんが、まずは学校で気になっているケースからかかわっていきたいというところで、整理させていただいたということです。

実際には、民生・児童委員の方からは、情報を地域でつかんでいるのだが、学校にお知らせしてもなかなか接点が見出せないというようなお話も伺ってはいるのですが、まだこの段階では、一緒にはしていない状況ということなんです。

ただし、そのケースに関して、またアウトリーチし、その状況などを学校にお返しするというところでは、地域の要望が入ってくることもありますが、この仕組みでは、まだ地域でスタートするまでには至っていないところです。

松澤委員 今のご意見で、言っていたケースというものは分かるのですが、実際に動いていくと、学校からのお願いは地域の方は受けないといけない。でも、地域の方から見ると、この情報も有効、あの情報も有効だと必ず出てくると思います。

地域では、少し変な言い方かもしれませんが、少し悪さをしている子どもがいる。例えば学校に行っていないで、昼間にこういうところに行っている子どもがいるというような情報を学校には入れないというようなことになってしまうと、やはりおかしくなってしまうのではないかと思います。

やはりチームということで、家庭教育支援チームの中のメンバー全員がそのような意見を出し合える場所ということでスタートしていかないと、何をやるにしても、情報共有はとにかく大事だと思っているので、先ほど部長がおっしゃった個人情報の保護の意識については、一般の方たちは薄いと思われるので、そこは厳しくお伝えいただいた方が良くと思いますし、例え主任児童委員であっても、そのようなことが守れない方であったら、ここに入ってはいけないのではないかと思います。

大事な情報を漏らしてしまったりするような方が担うには厳しいのではないかと思いますので、その辺りは、すみ分けをしっかりとさせていただいて、恐らくここが大事になってくると思うのですが、チームとして、流れとして、問題のある状態をつくってしまうと、チームとしての機能というものは大変低下してしまうので、チームとしてやっていくのであれば、その最良の方策をそこで生み出していくということが大事だと思います。

その中で、先ほどの個人情報の保護の件に関しては、だめなものはだめだということでお伝えいただければ良いのではないかと思います。

私が実際に地域で子どもたちと接していて、いつも思うことは学校よりも地域の方が、確実に情報が早いということです。

その地域の情報を入れないということになると非常にスムーズではないし、学校にいるときの子どもの状況だけを把握して、その子どもがこうだということを判断することは非常に難しいのではないかと思います。

家庭に帰ったらどうなのか、例えば、その家庭に親御さんがいない、誰もいない中で、外で何をしているのか、友達と何をしているのかなども、非常に大事な部分だと思いますので、その辺りも踏まえてやっていただいた方が良いのではないかと思います。

青木委員 松澤委員のおっしゃることは私も正論だと思います。1つ気になるのは、私は仕事の関係で個人情報保護や情報公開の委員などを務めているのですが、事例として、地域の方が安易に情報共有ということで、その自治体などに情報を出したところ、逆に、その当事者のご家庭からすると、勝手に情報を伝えたというこ

とになり、訴えているようなケースがあります。

そういうことが出てくると、今後、板橋区としても大変なのではないかということがあるので、そこをどのように解決していくのかということと同時に考えながら進めていかないといけないと思っております。

方法論としてはおっしゃるとおりだと思うので、とても難しい時代になったということは、私個人もそう思っております。情報公開、個人情報保護の考え方自体がということですね。

ですから、地域の方たちがその辺りをモラルとして、どのような感じで、どのような手続を踏んで、どのようにやっていくのかということを確認していかないと、いきなり進めることは難しいのではないかと考えていて、非常に良い取組だと思うので、ぜひうまく進めてもらいたいです。とはいえ手探り状態でという、その辺りのところに非常に難しい点があると思うのですが、ぜひ、今の松澤委員の意見を含めて、進めていただきたいと思いますと思っております。

教 育 長 今のお話ですと、地域からの声、例えばうちの近くのA君という子どもがこういう状況だということが学校側に情報提供されたときに、それを生かしていくということについても、家庭教育支援チームとしての重要性があるのではないかと思います。

松 澤 委 員 そうですね。生かすというよりも、情報提供として、それが個人情報ということであれば、恐らく難しいのではないかと思います。学校の先生が把握できていない部分、例えば親御さんが夜遅くまで働いているなど、色々な部分があると思います。

そのような情報を先生が知っているか、知らないかによって、電話でアプローチする時間帯なども変わってくるでしょうし、これは働き方改革というところとは逆行してしまうところではあるのですが、そういうところについても、何か導入していけるようなきちんとした方法があれば、例えば、その子どもが夜8時くらいにどの辺りにいるなどという情報は、地域の方であれば目にしている方もいらっしゃるので、情報としては良いのではないかと思います。

教 育 長 学校サイドでは、そのような情報をシャットアウトするようなことはまずあり得ないと思いますが、学校サイドとして、そのような地域の声などの情報の活用については、指導室長はどうお考えでしょうか。

指 導 室 長 基本的には、学校はそのような声を本当にありがたく、まず受けとめさせていただきます。ただし、中身につきましては、いただいた情報をまず確認することが大事なことだと思っています。

本当に色々な声があり、色々な見方もされますので、その辺りについては個人情報の取扱いを含めて、やはり丁寧に対応していくことが必要だと思っています。

教 育 長　　そうすると、やはり個人情報の保護というところが非常に大きな問題というところですので、この辺りも含めて、検討して生かしていただくという形になりますかね。

高 野 委 員　　2つ質問があるのですが、まず、資料1 ページ目の2、チーム設置単位について、地域センターごとに1チームとありますが、このように規定して良いのかという思いがあります。

　　前回、お話を伺ったときにも、子ども一人一人についてのチームなのではないかと、気になったところです。

　　それが、いきなり地域センターごとに1チームをつくるという辺りについて、2チームが活動して、これから色々と変わっていくとは思いますが、最初に描いているイメージに対し、どういうことなのかと疑問に思いました。

　　それと、その次の3、チーム構成の中に、青少年係の方がこのチームの構成員に入っているのですが、資料の次のページの8、青少年係の役割というところで、勉強会の開催と活動実績の取りまとめということで、先ほど松澤委員からもお話が出ているように、このチームが発足するときに、青少年係はどのようにかかわっているのかという点、学校が必要と思ったときに民生・児童委員の方に連絡をしてチームをつくるといったお話なのですが、青少年係は一体どのようにここにかかわっていくのかと疑問に思いました。

　　松澤委員のお話にもありましたが、このチーム発足というところがとても重要なポイントだと思っております。

　　そこに関して、では、青少年係はどのようにかかわっていくのか、学校からの情報をいただいてコーディネートしていくのかなど、その辺りが見えなくて、今、学校の中でスクールソーシャルワーカーの方などを中心に動いていて、実際、地域の方のお力をお借りしているような場面というのも、例えば板橋第二中学校などのほか何校かで、そのようなお話をお伺いしております。

　　そのようなところとの違いというのが、この青少年係が入ることなので、行政がどうやってかかわっていくのかというところが、少し見えてこないと思っております。

　　やはり子どもを中心にチームができ上っていくわけで、同じ地区で違う子どものケースがあれば、そのチームが活動していくのかどうなのか、その辺りも、その問題が解決したら、そのチームは解散するのかどうなのかという辺りが見えないと、地域センターごとにチームを置くということを、最初に掲げていること自体が、家庭教育支援チームの全体の姿が少し見えにくい気がします。

地域教育力担当部長　　そうですね。チームというものが少し分かりにくいのではないかと思いますのですが、ここでいうチームというものが、民生・児童委員の皆様、主任児童委員の皆様、それから、もしご協力いただければということで、お声掛けしているところでは、青少年委員の皆様などが、地区で分かれているといいますか、区内の各支部単位のような形で組織されているということで、ここでは「地域センターご

と」という表現をしています。

これが適切なかどうかといいますと、確かに少し分かりづらいということだと思いますので、子どもを中心にチームを組むという形とは違うので、ここでの表現が適切なかどうか、それは今お伺いした内容で、検討したいと思います。

また、チーム構成の中で、青少年係が入っているのは、立ち上げのところでかかわっているのですが、このような形になっているのですが、資料の2ページ目の8、青少年係の役割ということ踏まえると、このチーム構成の中に表記するのが適切なかどうかと言われれば、少し違うのではないかと、これまでのお話を伺っていて感じますので、ここは整理させていただきたいと思います。

高野委員　　そうすると、青少年係はどのようにかかわっていくことになるのでしょうか。

地域教育力担当部長　　青少年係の役割としては、やはり資料の2ページ目の8のとおりとなります。実際にこの仕組みが動いていくと、研修会・勉強会の開催や活動実績のとりまとめといった役割が大きくなってくると思います。

学校とその地域の皆様とがダイレクトにつながってきますので、その間に青少年係が入って、コーディネートするという事は考えています。

高野委員　　学校はこのようなチームをつかってほしいということで、直接、主任児童委員の方に働きかけるということになるのでしょうか。

地域教育力担当部長　　そうですね。

高野委員　　そうすると、今、実際に色々な問題がある中で、そことの区別という辺りはどのようになっていくのでしょうか。実際に学校でスクールソーシャルワーカーの方などが色々かかわっていただいていますよね。

そこで校長先生が判断して、ある問題の中で、必要に応じて地域の方にも協力していただいているのではないかと思います。その辺りの実態が想像しにくいと感じております。

教育支援センター所長　　資料の3ページ目の図のところではいいますと、学校には様々な問題を抱えた子どもがいるわけですが、そのことについて、まず学校として問題解決に向けて努力されています。

そうした中で、不登校が長期化していたり、家庭環境に様々な問題を抱えていたりして、学校だけでは解決できないという場合に、スクールソーシャルワーカーが派遣要請を受けて校内委員会に加わっていくこととなります。

例えば不登校の子どもがいて、スクールソーシャルワーカーが派遣されて、すぐさまその子と関係がつかれるわけではありません。繰り返してかかわっていく中で、何とかして子どもとつながりができ、結果的に学校に少しの時間でも行けるようになることもあります。

しかしながら、スクールソーシャルワーカーが行けば学校に行くのであって、そうでなければ学校に行かれないという場合に、誰がそのときに子どもと一緒に行くのかとなったときに、やはり主任児童委員をはじめ、地域の力というものが必要になってくるのだと思います。

ただし、そのときになってから主任児童委員や民生・児童委員が入ってくるのではなくて、この校内委員会があるときに、学校が抱えている問題や地域が行っていることについて一緒に話し合いながら進めていく。

その一方で、先ほどから問題になっている個人情報の保護については、これは絶対に漏らさないということを大前提のもとにやっていかなければ、この組織というものは動いていかないのではないかと思います。

地域教育力担当部長

スクールソーシャルワーカーの場合には、教育支援センターに連絡が入り、そこで派遣となるのですが、家庭教育支援チームの場合には、学校から、これは地域の方に支援をお願いしたいというようなケースを想定していて、また、ご家庭からもそうした地域の力を借りたいということであれば、その子どもの住所地の主任児童委員、窓口になる方にご連絡をいただいて、学校の方からは、他方、校内委員会への出席依頼をかけてという形で動いていきますので、そこでは青少年係は入らないことになります。

ただし、どのような地区割がされていて、その住所地を担当するのがどの地区割りになるのかということは、学校ではなかなか分からないということは伺っていますので、そのような情報について、青少年係から各学校にはお伝えするという役割を担うことになります。

教 育 長

今、伺ったことを含めて、資料の1ページ目の2、チーム設置単位というところについて、これは学校ごとにチーム設置ということではないのでしょうか。

家庭教育支援チームが、その学校でいわゆる不登校を対象とするのであれば、学校ごとにつくられるのではないかとというのが素朴な疑問なのと、また3、チーム構成について、資料の3ページ目の図には青少年委員の表記が入っていますが、3、チーム構成の中には入っていないというところが少し気になります。

それから、先ほどお話にありましたが、家庭教育支援チームを立ち上げて、あとは学校にお任せするというのではなくて、やはり青少年係がそこにかかわっていくという姿勢が必要で、家庭教育支援チームとは一体どのようなもので、どのような流れなのかということを、この資料だけで学校に理解してもらうのはなかなか難しいのではないかと思います。

学校支援地域本部をつくる時も、やはり同じように担当が学校に行き、流れを説明したように、青少年係が必要に応じて、学校にケース会議のときに出かけていくようなことをしないといけないと思います。青少年係の役割は、ここに書いてある2つだけではなくて、チーム発足の際は必ずそこにかかわっていくという役割がないと、学校側もなかなかどのようにかかわったら良いのかが分からないというようなところも出てくるのではないかと思います。

説明だけではなかなか分かりづらいと思うので、例えば最初のチーム立ち上げのときに、イニシアチブを進んでとっていくくらいのことではないと、学校の負担が大きくなる気がするので、検討を重ねていただきたいと思います。

地域教育力担当部長      やはり立ち上げの際にはかなり丁寧に学校の先生方にもご説明しないと、また、例えばどのようなケースを想定しているのか、どのような効果を期待してこの仕組みをつくっているのかといったようなお話をさせていただかないと、なかなか動かない、うまく起動していかないだろうとは想像しています。

ですから、今回もこの2校についてはもちろん学校にも伺って、学校の状況なども伺ったりして、形をつくっていただくような働きかけをしているところです。

校長会等にも少しずつお話をしたり、また地域の皆様にも色々ご説明をしているところでして、また、そのようなことを繰り返してやらないと、なかなか理解が得られないということになってしまうと思います。

ただし、本当にこの仕組みがうまく回るようになれば、ケースごとに青少年係が入るといった形にはならないのではないかと考えているところです

青木委員      発足ということで、完全な形を提示するのは、恐らく難しいのではないかとこのお話聞いていて思うので、モデル校2校ですから、これを社会実験と捉えて、その中で少なくともロールモデルを見出すというのが今回の目的かと思うので、そこは逐次報告もしていただき、随時、資料の3ページ目の図も見直していくというスタンスで見ていかないといけないのではないかと思います。

教 育 長      もう1つ、お願いしたいことなのですが、前提に不登校の子どもたち、不登校のご家庭ということで考えているわけなので、子どもたちや保護者が何をしてほしいのかという、その支援内容、資料の1ページ目の5に書いてある内容を当然のように前提と考えたときに、いきなり学校に戻すことをゴールにするということではなくて、その家庭から外の居場所へ行くということをまず目標にしないと厳しいのではないかと思います。

例えばフレンドセンターというものがありますし、i-y-o-u-t-hもありますし、そのほかにも図書館など、子どもたちの色々な居場所というところを教育委員会として、事務局としてどのように捉えていくのか。

学校も、もちろんその不登校の子どもたちの居場所ですが、学校に行かせることだけが唯一無二の目標ということではなくて、色々な居場所があって、そこにどのようにつなげていくのかという発想を持つことも、研修等でしっかりと押さえていかないと、結局、主任児童委員、民生・児童委員などみんなが、とにかく学校に戻すのだということになってしまうと、そこでパチンと切れてしまうような懸念があるので、ぜひ、説明をする際にもお伝えいただければと思います。

色々ご意見をいただいておりますが、先ほど、青木委員がまとめていただいたように、モデル事業をしながら、様々なプロセスを経て、課題や改善点などが生まれてくるので、そこは当然のように、青少年係がかかわって全体に広めてい

くという形でもって、最後に、資料の2ページ目の9にある将来像につながるような仕組みづくりということをぜひお願いしたいと思います。

松澤委員 1つ気になる点について、子どもを学校へ戻す、もしくはご家庭の外の居場所に出すというお話でしたが、そのようなことから、まずは不登校の子どもに対してのアプローチとして動いていただくということが大事だと思うので、くれぐれも目的のところで間違っほしくないと思います。

高野委員がおっしゃったように、地域で見るとということにおいて、その地区割はとても大事だと思っております。

ですから、教育長がおっしゃったように学校単位で見の方が効果的なのか、それとも、子ども個人で見の方が効果的なのか、その辺り、もう一度、お話し合いをしていただければと思いました。

教育長 ありがとうございます。色々なご意見をいただきましたので、参考にして進めて行けるようお願いいたします。

#### ○報告事項

6. 平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について

(地-3・地域教育力推進課)

教育長 それでは、報告6「平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」につきまして、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、「地-3」の資料をお開きください。

平成30年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰についてでございます。

当区から、板橋区立加賀中学校学校支援地域本部の表彰が決定しました。

12月3日に表彰式が開催されましたので、報告させていただきます。

今回の表彰団体ですが、1にございますように、全国96団体ということで、この中で東京都が5団体、その中に選ばれたということがございます。

2、表彰概要ですが、平成30年12月3日に、文部科学省の講堂で開催されたということがございます。

3、表彰された加賀中学校の主な取組ですが、英検応援講座というものを、年3回実施される「英語検定」の一次試験及び二次試験対策として、希望生徒を対象に実施しているということ、それから、平成29年度からは学区内の小学生にも参加を呼びかけ、小学生とその保護者も参加しているということ、また、英検取得だけでなく「英語の学習のやり方」の講演もあり、英語学習を介して、小中連携、地域連携が広がっているということがございます。

詳細は別紙の活動報告書に出ているとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
ぜひ広く周知していただくようお願いいたします。

○報告事項

7. 「絵本づくりワークショップ」の見直しについて

(図－1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告7「絵本づくりワークショップの見直し」につきまして、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、資料「図－1」をご覧ください。  
絵本づくりワークショップの見直しについてでございます。  
当該事業は、いたばしポローニャ子ども絵本館の事業でございます。  
平成28年度に1校のモデル実施から開始されまして、今年度は3年目、6校での実施をしているところでございます。  
絵本作家などによる講座を踏まえて、各児童に、個々の小学校の授業と連携しながら絵本づくりを体験していただくというもので、毎年3月に展示企画として、「いたばし子ども絵本展」として成果物を発表するとしたものが一連の事業の内容でございます。

見直しの内容の部分なのですが、こちらは、当初、「絵本のまち板橋」を体現する事業と位置付け、区内全小学校での実施を検討して進めてまいりました。

ところが、授業との連携といったところの関係もありまして、学校別の授業展開ではスケジュールなど課題が多くございます。

実施校の拡大になかなかつながっていないという現状があることから、今後、こちらを見直しまして、「絵本のまち板橋」を体現するという事業の趣旨、こちらは残しながらも、学校個別の展開から区内各地域の図書館を活用した区内全域でも開催できる事業形態に改めたいと考えております。

あわせて、課題となっておりました、小学生だけではなく、中学生も対象とできる事業にならないかといったところを踏まえて、事業の拡大を検討しているものでございます。

はじめに、1、見直し内容です。

小学生部門については、お話ししたとおり、地域図書館において絵本づくりワークショップ講座を行いまして、作成につなげていくといったものでございます。

講師は、事前に専門講師からレクチャーを受けた地域図書館の職員が実施するものでございます。

絵本の作成においては、おおむね3回のワークショップの機会の中でサポートしていくということになります。

③、スケジュールをご覧ください。

6月から12月、夏休み等の期間も踏まえて、各地域図書館での事業状況に応じた範囲でワークショップを開催し、進めていくことを考えております。

3月、展示企画は成果物を見られる機会と展示できる機会として、子ども絵本展での出品をめざしていただくという順番で進めてまいりたいと考えております。資料の次のページをご覧ください。

こちらは拡大をめざしております中学生部門についてでございます。

中学生部門についてはモデル的な実施というところで取組を始めていくところでございます。

中学生を対象に、新たに印刷や製本を含む絵本づくりを実施するといったところが趣旨でございます。絵本を手にとれる工程を経まして、「絵本のまち板橋」というものを体現する事業として、こちらも位置付けたいと考えております。

実施校につきましては、地域図書館での実施ではなく、いたばしポローニャ子ども絵本館と学校が連携しまして、例えば美術部や英語部などがある中学校などの希望を踏まえまして、生徒の参加協力を求めて、講座を実施、また、生徒各自が作成するという手順を踏みたいと考えております。

特色といたしましては、区内の印刷産業の方からお声掛けをいただいております。印刷・製本についてのレクチャーを受けながら、質の高い絵本を完成させることができるようにしたいと考えております。

ワークショップの回数とスケジュールについては、小学生の部門とおおむね似た流れで進めたいと思っております。

3月には、小学生と同様に、「いたばし子ども絵本展」という形で成果物を発表できる機会を得たいと考えております。

特に中学生部門については新たな取組となりますので、周知などについては工夫を凝らしながら進めてまいりたいと思っております。

実施は来年度からを予定しております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 中学生部門を展開するというところで、非常に良い取組だと思います。そもそも小学生が絵を描くようにしていくというところでは非常に分かりやすいのですが、中学生を対象に考えたときに、中学生くらいになると絵の得意、不得意というものができて、絵を描けないからという理由で辞退してしまう子どもがいるかもしれません。そこで、デジタルパブリッシング、要するにICTを使った、コンピューター上で絵を描くということで、コンピューター上だったら絵を描けたり、うまくトレースしたりという形でやっていく子どももそれなりにいると思います。ですから、その辺りも踏まえて印刷や製本にしていくというような流れも、割と合理的に今できるようになっているので、お金もかからずに、ご検討いただくと中学生の参加者も出るのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

中央図書館長 経費や資材などの課題もあろうかと思いますが、検討してみたいと思っております。あわせて、この見直しの順位としまして、先週、生徒会交流会というものが開

かれておりました、その中でこの事業の見直しを検討しているということで説明をさせていただいたうえで、簡易なアンケートなどもお配りしております。そうしたところでいただいた意見なども活用していきたいと考えております。ありがとうございました。

教 育 長 すてきなご提案で、タブレットも各学校に入ったことですので、うまく活用できると良いのではないかと思います。ありがとうございます。

高 野 委 員 夏の表彰式のときに絵本展を一緒にやっていますよね。そこで中学生がつくった絵本というものを2年前くらいに見た記憶がありますが、とてもすてきだと思いました。

ですから、もし中学生たちに説明するときに、絵本展でたくさん飾られていた中学生がつくったすてきな本が借りられるようであったら良いのではないかと考えております。

また、小学生部門については今年度6校で実施ということですが、何校か学校公開に行ったときに、2年生の授業でつくった本が以前よりももっと簡単にコンパクトにつくれるようになって、壁一面に全員の作品が飾ってあるところを見て、年を追うごとに作りやすくなっているのかと思っていたので、拡大につながっていないということが残念な気がしています。

今年の作品も、また来年の表彰式のときには展示していただけるのでしょうか。

中央図書館長 展示に向けて準備しております。

教 育 長 区内の高校などにアナウンスしてみても良いかもしれませんので、ぜひ検討してみてください。

中央図書館長 はい。

教 育 長 次に教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前 11時 27分 閉会